

真庭市住生活基本計画

策定業務

【基本方針】

令和6年4月

真庭市

1. 業務概要

(1) 業務名 真庭市住生活基本計画策定業務

(2) 事務局 真庭市建設部まちづくり推進課

郵便番号 719-3204

住所 岡山県真庭市久世 2927-2

電話 0867-42-7781

FAX 0867-42-1988

(3) 業務内容 基本設計・実施設計業務一式

(4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月25日まで

(5) 予定価格 金11,924,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

2. プロポーザル方式採用理由

真庭市住生活基本計画は、市内の住生活の現状を把握し、問題点や課題を抽出し、現在の状況に対応した住生活環境に対する施策を検討するため、制定するものである。

このため、本業務の実施にあたっては、「真庭市住生活基本計画策定業務基本方針」を踏まえ、現況分析及び有識者及び関係団体等の意見整理を適切に行うことができ、業務実績、企画力、創造性、技術力等を勘案し、総合的な見地から最適な事業者を選定するために、より効果的な事業が実施できる設計者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式とし、書類審査及びヒアリング選定方式とする。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、国及び地方公共団体から、建設コンサルタント業務

- (建築設計業務) に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 真庭市に土木関係建設コンサルタント業務(都市計画及び地方計画)で、真庭市入札参加資格者名簿に登録済みであること。
- (4) 以下のいずれかの資格を有する者を自らの組織の中から、管理技術者として配置できること。また、管理技術者は以下の資格を取得後、5年以上の実務経験を有すること。
- ア 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士(建設部門 都市及び地方計画)
- イ R C C M (都市計画及び地方計画)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 土木関係建設コンサルタント業務を専業とする者であること。
- (7) 会社更生法、民事再生法に基づく更正、再生手続き開始の申立がなされていない者であること。
- (8) 参加表明書の提出は、参加を表明する事務所で1提案とする。
- (9) 参加表明書を提出できる者は、本業務に関する専門分野(管理技術者及び担当技術者を除く)について、協力者(協力事務所)を加えることができる。この場合において、この協力者(協力事務所)となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルにおける上記の参加資格を有しない。
- (10) 管理技術者及び担当技術者は、参加を表明する事務所と直接かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (11) 管理技術者又は担当技術者は、国又は地方公共団体の発注した住生活基本計画策定

に関する業務又は類似に業務の実績があること。

(本業務の類似の業務は、住宅施策関連計画策定業務、総合計画等策定業務、都市計画に関連した計画策定業務(立地適正化含む)とする。)

5. 審査概要

(1) 審査委員会の設置 「真庭市住生活基本計画策定業務に係る委託業務プロポーザル審査委員会」を設置する。

(2) 委員構成 (6名)

- ・建設部まちづくり推進監
- ・総合政策部長
- ・生活環境部長
- ・健康福祉部長
- ・産業観光部長
- ・建設部長

6. 日程

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 募集開始日 | 令和6年4月25日(木) |
| (2) 質問書の受付締め切り | 令和6年5月13日(月) 正午まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和6年5月14日(火) 予定 |
| (4) 参加表明書提出締め切り | 令和6年5月22日(水) 17時まで |
| (5) 1次審査(書類審査) | 令和6年5月23日(木) 予定 |
| (6) 提案書等の提出締め切り | 令和6年6月10日(月) 17時まで |
| (7) 2次審査(技術提案書審査
・ヒアリング) | 令和6年6月17日(月) 予定 |
| (8) 審査結果の通知 | 2次審査後、速やかに通知する。 |
| (9) 契約締結 | 最優秀提案者と協議のうえ締結する。 |